

I. 平成26年～令和元年の対応方針において、令和元年（度）中に「結論を得る」等とされたもの ※前回会議（令和3年2月24日）までに結論を報告したものを除く。

○平成30年対応方針

(1) 義務付け・枠付けの見直し等

① 医療・福祉

No.	事項	関係府省	30年対応方針の内容	現在の対応状況の概要 ※原則、令和3年3月31日現在。 その後、特筆すべき動きがあれば記載
1	放課後等デイサービスの利用対象を専修学校に通う児童まで拡大する見直し (児童福祉法)	厚生労働省	放課後等デイサービスの利用対象児童については、利用実態等に係る調査を行い、現行の利用対象児童の範囲の考え方等も踏まえつつ、 <u>2019年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</u>	<p>利用実態等に係る調査結果を社会保障審議会障害者部会（令和2年3月4日開催）に報告したところ、対象児童の拡大が放課後等デイサービス全体の報酬の在り方に影響を与えるおそれがあることから、対象児童の拡大に伴う財政影響等を考慮せず、報酬改定の議論の枠外で対象拡大の要否について結論を出すことは困難と暫定的に結論付けられた。</p> <p>そこで、対象児童を専修学校に通う児童にまで拡大することについては、障害福祉サービス等報酬改定検討チーム（令和2年10月5日開催）での議論を踏まえ、令和3年の社会保障審議会障害者部会における、放課後等デイサービスが担うべき役割・機能等、制度の在り方の議論を踏まえて検討し、令和3年度中に結論を得る予定。</p>

平成26年～令和2年対応方針のフォローアップの状況

II. 平成26年～令和2年の対応方針において、令和2年（度）中に「結論を得る」等とされたもの

※前回会議（令和3年2月24日）までに結論を報告したものを除く。

○平成27年対応方針

(1) 義務付け・枠付けの見直し等

① 教育・文化

No.	事項	関係府省	27年対応方針の内容	現在の対応状況の概要 ※原則、令和3年3月31日現在。 その後、特筆すべき動きがあれば記載
2	通級による指導の対象となる障害の種類の見直し (学校教育法)	文部科学省	<p><平27> 通級による指導の対象となる障害の種類（施行規則140条）については、知的障害による学習上又は生活上の困難を改善・克服するために効果的な指導内容等の実践研究を地方公共団体の参加を得て実施した上で、研究成果の検証を踏まえて知的障害を加えることについて検討し、<u>平成31年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</u></p> <p><令2> 通級による指導の対象となる障害の種類（施行規則140条）については、「新しい時代の特別支援教育の在り方に関する有識者会議」の議論を踏まえ、知的障害を加えることについて検討し、<u>令和2年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</u></p>	<p>「新しい時代の特別支援教育の在り方に関する有識者会議」が取りまとめた報告（令和3年1月）においては、通級による指導等の在り方の検討について、「知的障害があったとしてもその程度が軽度で、通常の学級での学習活動に概ね参加している者は通級による指導の対象に加えることも考えられる。他方、知的障害のあるものには特別支援学級での指導が効果的との考えもあり、この点については引き続き検討が必要である。」とされたところ。</p> <p>このことを踏まえ、知的障害に対する通級指導の導入可能性について、継続的なデータを収集することを目的に令和3年度より複数年の調査研究事業を実施した上でより詳細な検討を行い、今後、必要な措置を講ずる予定。</p>

平成26年～令和2年対応方針のフォローアップの状況

○平成29年対応方針

(1) 都道府県から政令指定都市への事務・権限の移譲

① 医療・福祉

No.	事項	関係府省	29年対応方針の内容	現在の対応状況の概要 ※原則、令和3年3月31日現在。 その後、特筆すべき動きがあれば記載
3	喀痰吸引等業務に関する登録事務の指定都市への権限移譲 (社会福祉士及び介護福祉士法)	厚生労働省	<p>喀痰吸引等業務を行う事業者の登録情報については、都道府県と市町村の間で必要に応じて情報の共有が推進されるよう、都道府県に平成29年度中に通知する。</p> <p>また、上記の通知による措置の状況を踏まえ、喀痰吸引等業務に係る事務・権限については、必要に応じて、当該権限を指定都市に移譲することの是非も含め、更なる事務の円滑化に向けた検討を行い、<u>平成32年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</u></p>	<p>以下の理由から、喀痰吸引等業務に関する登録事務の指定都市への権限移譲は行わないこととし、その旨を令和3年3月に各都道府県等へ通知した。</p> <p>①多くの指定都市において、情報連携に係る業務上の支障は生じていないこと</p> <p>②登録事務を権限移譲した場合、一都道府県内の指定都市とその他市町村にまたがって事業を展開する事業者にとっては、事業所の所在地により登録先が変わるなど、登録に係る事務手続が煩雑になり、事業者の負担増加に繋がる懸念があること</p> <p>③権限移譲に賛成する指定都市は20市中4市に留まり、多くの指定都市は権限移譲に反対であること</p> <p>※①と③は都道府県・指定都市を対象に実施したアンケート調査結果(R2.2)による</p> <p>なお、上記と併せ、都道府県と市町村等の間で指導監督上必要な情報連携が円滑に図られるよう、平成30年2月に発出した通知の趣旨を改めて周知した。</p>

平成26年～令和2年対応方針のフォローアップの状況

(2) 義務付け・枠付けの見直し等

① 医療・福祉

No.	事項	関係府省	29年対応方針の内容	現在の対応状況の概要 ※原則、令和3年3月31日現在。 その後、特筆すべき動きがあれば記載
4	全国ひとり親世帯等調査における調査方法の規制緩和（全国ひとり親世帯等調査）	厚生労働省	<p>全国ひとり親世帯等調査に係る対象世帯の抽出の効率化については、平成28年度全国ひとり親世帯等調査で利用された地方公共団体が保有する補助的データの調査や分析を踏まえつつ、住民基本台帳及び児童扶養手当受給者に係るデータ等の補助的データの利用や全戸訪問による調査方法に関する課題を整理し、地方公共団体の事務負担の軽減に資する措置を<u>次回の全国ひとり親世帯等調査時に講ずる。</u></p> <p style="text-align: center;">4</p>	<p>平成28年度全国ひとり親世帯等調査で利用された地方公共団体が保有する補助的データの調査や分析を踏まえ、次回調査（令和3年11月予定）では、必要に応じて住民基本台帳等の補助的データを利用できるよう検討中。また、調査手法の変更による影響や継続性の問題等を踏まえた上で、次回の調査までに、その他地方公共団体の事務負担の軽減に資する措置を検討予定。</p>

平成26年～令和2年対応方針のフォローアップの状況

② 運輸・交通

No.	事項	関係府省	29年対応方針の内容	現在の対応状況の概要 ※原則、令和3年3月31日現在。 その後、特筆すべき動きがあれば記載
5	乗用タクシーによる貨物の有償運送の対象区域の拡大（道路運送法、貨物自動車運送事業法）	国土交通省	<p><平29></p> <p>(i) 過疎地域におけるタクシー車両を用いた一般貨物自動車運送事業については、平成29年9月1日から許可の申請を受け付ける旨を地方公共団体に周知する。 [措置済み（平成29年8月7日付け国土交通省自動車局長通知）]</p> <p>(ii) 一般貨物自動車運送事業の許可を取得してタクシー車両により貨物運送を行うことができる区域については、発地又は着地が過疎地域自立促進特別措置法（平12法15）2条1項に規定する過疎地域又は同法33条の規定により過疎地域とみなされた区域であって、人口が3万人に満たないものとしているが、輸送の安全の確保や利用者利益の保護が損なわれることがないかという観点から、当該区域における実施状況を検証するとともに、地方公共団体、貨物自動車運送事業者等の関係者の意見も踏まえ、その対象となる過疎地域の範囲の拡大について検討し、平成31年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p> <p><令元></p> <p>一般貨物自動車運送事業の許可を取得してタクシー車両により貨物運送を行うことができる区域については、発地又は着地が過疎地域自立促進特別措置法（平12法15）2条1項に規定する過疎地域（同法33条の規定により過疎地域とみなされた区域を含む。以下この事項において「過疎地域」という。）であって人口が3万人に満たないもののほか、過疎地域であって人口が3万人以上の市町村において、市町村の合併前に過疎地域であった人口3万人未満の区域が含まれる場合における当該区域を対象とする。</p> <p>また、対象区域以外の区域については、当該区域を含む旅客自動車運送事業者及び貨物自動車運送事業者に対する調査を令和元年度中に実施の上、地方公共団体の意見や輸送の安全の確保及び利用者利益の保護が損なわれることがないかという観点を踏まえつつ、対象区域の範囲の拡大について検討し、令和2年中に結論を得る。</p>	<p>対象となる過疎地域の範囲の拡大について、過疎地域自立促進特別措置法による過疎地域（みなし過疎地域を含む。）であって人口が3万人以上の市町村において、市町村の合併前に過疎地域であった人口3万人未満の区域が含まれる場合における当該区域を対象とする通達改正を令和2年9月10日に行った。</p> <p>対象区域の範囲拡大については、令和2年3月に実施した旅客自動車運送事業者・貨物自動車運送事業者に対する調査の結果及び令和3年3月に実施した新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ認められているタクシー車両による食料・飲料の貨物運送の運用状況調査の結果等を踏まえつつ、引き続き検証作業を進め、令和3年中に結論を得る予定。</p>

平成26年～令和2年対応方針のフォローアップの状況

○平成30年対応方針

(1) 義務付け・枠付けの見直し等

① 医療・福祉

No.	事項	関係府省	30年対応方針の内容	現在の対応状況の概要 ※原則、令和3年3月31日現在。 その後、特筆すべき動きがあれば記載
6	「難病の患者に対する医療等に関する法律」に基づく指定難病の医療費助成に係る臨床調査個人票（臨個票）の簡素化 （難病の患者に対する医療等に関する法律）	厚生労働省	<p><平30> 指定難病の特定医療費支給認定申請（6条1項）に係る臨床調査個人票の記載事項（施行規則14条）については、附則2条に基づき、<u>施行後5年以内を目途として行われる検討の中で、指定難病の調査研究の推進に支障がない限りにおいて、指定難病の患者や地方公共団体等の負担を軽減する方向で検討し、結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</u></p> <p><令2> 臨床調査個人票（6条1項）及び指定難病患者データベースについては、都道府県等及び指定医の負担を軽減する方向で、厚生科学審議会疾病対策部会難病対策委員会における議論を踏まえ、記載事項（施行規則14条及び平26厚生労働省健康局疾病対策課長）及びデータの登録に係る事務の簡素化等について検討し、<u>令和2年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</u></p>	<p>指定難病の指定医や地方公共団体等の負担軽減を図るため、臨床調査個人票等の簡素化を図る方向で、厚生科学審議会疾病対策部会難病対策委員会及び社会保障審議会児童部会小児慢性特定疾病児への支援の在り方に関する専門委員会（合同委員会）で検討中（※）。</p> <p>合同委員会の議論を踏まえ、簡素化の方向性について検討し、必要な対応を行う予定。</p> <p>※令和2年12月に合同委員会を開催。その後、新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえて開催を延期していたが、令和3年6月に審議を再開した。</p>

平成26年～令和2年対応方針のフォローアップの状況

① 医療・福祉

No.	事項	関係府省	30年対応方針の内容	現在の対応状況の概要 ※原則、令和3年3月31日現在。 その後、特筆すべき動きがあれば記載
7	<p>社会福祉法人が経営する社会福祉施設への施設監査（一般監査）周期の見直し （児童福祉法、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律、生活保護法、老人福祉法、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律）</p>	<p>内閣府、文部科学省、厚生労働省</p>	<p>次頁のとおり</p>	<p>次頁のとおり</p>

平成26年～令和2年対応方針のフォローアップの状況

① 医療・福祉

30年対応方針の内容	現在の対応状況の概要 ※原則、令和3年3月31日現在。 その後、特筆すべき動きがあれば記載
<p><平30></p> <ul style="list-style-type: none"> ・児童福祉施設に対する施設監査（施行令38条に基づく実地検査であって、保育所に対して行うものに限る。）については、地方公共団体の事務負担の軽減を図るため、利用者に対する処遇の質の確保に留意しつつ、監査事務を効率化する方向で検討し、<u>2019年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</u> ・障害者支援施設等に対する施設監査については、地方公共団体の事務負担の軽減を図るため、利用者に対する処遇の質の確保に留意しつつ、監査事務を効率化する方向で検討し、<u>2019年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</u> ・保護施設に対する施設監査については、地方公共団体の事務負担の軽減を図るため、利用者に対する処遇の質の確保に留意しつつ、監査事務を効率化する方向で検討し、<u>2019年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</u> ・幼保連携型認定こども園に対する施設監査については、地方公共団体の事務負担の軽減を図るため、利用者に対する処遇の質の確保に留意しつつ、監査事務を効率化する方向で検討し、<u>2019年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</u> ・老人福祉施設に対する施設監査については、地方公共団体の事務負担の軽減を図るため、利用者に対する処遇の質の確保に留意しつつ、監査事務を効率化する方向で検討し、<u>2019年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</u> <p><令2></p> <ul style="list-style-type: none"> ・老人福祉施設に対する施設監査については、地方公共団体の事務負担の軽減を図るため、「社会保障審議会介護保険部会介護分野の文書に係る負担軽減に関する専門委員会」での議論も踏まえ、利用者に対する処遇の質の確保に留意しつつ、監査事務を効率化する方向で検討し、<u>令和2年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</u> 	<ul style="list-style-type: none"> ・ [措置済み] ・ [措置済み] ・ [措置済み] ・ [措置済み] ・ 老人福祉施設に対する施設監査については、令和3年3月に、「社会保障審議会介護保険部会介護分野の文書に係る負担軽減に関する専門委員会」において、「適正な施設運営が確保されている場合には、原則として3年に1回とする。」とされた。これを踏まえ、当該方針について、令和3年3月に地方公共団体に通知した。今後、監査事務に関する具体的内容等を定めている「老人福祉施設指導監査指針」等の関係通知を改正予定。

平成26年～令和2年対応方針のフォローアップの状況

① 医療・福祉

No.	事項	関係府省	30年対応方針の内容	現在の対応状況の概要 ※原則、令和3年3月31日現在。 その後、特筆すべき動きがあれば記載
8	一時預かり事業（幼稚園型）の人員配置基準の緩和及び幼稚園免許更新対象者の拡大（教育職員免許法）	文部科学省	<p><平30> 幼稚園教諭普通免許状に係る免許状更新講習（9条の3第3項）の受講対象の拡大については、幼稚園型の一時預かり事業（児童福祉法（昭22法164）6条の3第7項及び子ども・子育て支援法（平24法65）59条10号に規定する一時預かり事業をいう。）に従事する者に関して調査・検討を行い、2018年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p> <p><令元> 幼稚園型の一時預かり事業（児童福祉法（昭22法164）6条の3第7項及び子ども・子育て支援法（平24法65）59条10号に規定する一時預かり事業をいう。）に従事する者に関して、幼稚園教諭普通免許状に係る免許状更新講習（教育職員免許法9条の3第3項）の受講対象となる者を拡大することについては、中央教育審議会での議論等も踏まえ検討し、<u>令和2年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</u></p>	<p>令和2年10月に中央教育審議会が取りまとめた「『令和の日本型学校教育』の構築を目指して～全ての子供たちの可能性を引き出す、個別最適な学びと、協働的な学びの実現～（中間まとめ）」において、教員免許更新制の成果や、現在の研修の状況など、教員免許更新制や研修をめぐる制度に関して包括的な検証を進めるべきとされたことから、中央教育審議会初等中等教育分科会教員養成部会で審議を継続しているところ。</p> <p>なお、令和3年3月12日の中央教育審議会に対する諮問（「『令和の日本型学校教育』を担う教師の養成・採用・研修等の在り方について」）により、教育免許更新制の見直しについては、他の教員免許制度の見直しに先行して結論を得ることとなる見込み。</p>

平成26年～令和2年対応方針のフォローアップの状況

② 土木・建築

No.	事項	関係府省	30年対応方針の内容	現在の対応状況の概要 ※原則、令和3年3月31日現在。 その後、特筆すべき動きがあれば記載
9	法人土地・建物基本調査の都道府県の事務の見直し (統計法)	国土交通省	法人土地・建物基本調査に係る都道府県知事が行う事務については、基幹統計調査として求められる統計技術的な合理性及び妥当性にも留意しつつ、都道府県の負担を軽減する方向で、当該事務の在り方について検討し、 <u>2020年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</u>	次回法人土地・建物基本調査における都道府県が行う事務の在り方については、基幹統計調査として求められる統計技術的な合理性及び妥当性にも留意しつつ、従前、都道府県が行っていた事務を、次回調査（令和5年度）のため試験的に実施する「法人土地・建物基本調査令和3年予備調査（仮称）」では国土交通省にて一括実施し、検証等を行った上で、都道府県の負担を軽減する方向で必要な措置を講ずる。

平成26年～令和2年対応方針のフォローアップの状況

○令和元年対応方針

(1) 都道府県から市町村への事務・権限の移譲

① 医療・福祉

No.	事項	関係府省	元年対応方針の内容	現在の対応状況の概要 ※原則、令和3年3月31日現在。 その後、特筆すべき動きがあれば記載
10	<p>指定障害福祉サービス事業者の指定等に係る事務・権限及び業務管理体制の整備に関する事務・権限の都道府県知事から市町村長への移譲 (障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律)</p>	厚生労働省	<p>指定障害福祉サービス事業者の指定等に係る事務・権限及び指定障害福祉サービス事業者(全ての事業所が一の市区町村の区域内にあるものに限る。)による業務管理体制の整備に関する事項の届出の受理等(36条、51条の2、51条の3、51条の4等)に係る事務・権限については、当該権限を市区町村(指定都市及び中核市を除く。)に移譲することの必要性等について、地方公共団体に調査を行い、その結果に基づき必要な対応を検討し、<u>令和2年度中を目途に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</u></p>	<p>当該権限を市区町村(指定都市及び中核市を除く。)に移譲することにつき、地方公共団体への調査を実施(令和2年10月)。都道府県からは、権限移譲を行った場合の効果や支障の両面が想定されとの回答があった一方、多くの市区町村からは、専門性を有した人材の育成・確保、適正な監査等の実施に必要なノウハウの不足が支障や課題として回答された。</p> <p>これらの調査結果に基づき検討を行った結果、法改正により都道府県から市区町村へ当該権限を移譲する対応は行わないこととし、その旨令和3年3月19日社会保障審議会障害者部会において報告し、了承された。</p> <p>今後、上記のとおり法改正による権限移譲は行わない一方、条例によって個別に当該権限の移譲が可能であることや、調査結果で得られた都道府県と市区町村間の連携の好事例等を地方公共団体に対して周知する予定。</p>

平成26年～令和2年対応方針のフォローアップの状況

(2) 都道府県から政令指定都市への事務・権限の移譲

① 消防・防災・安全

No.	事項	関係府省	元年対応方針の内容	現在の対応状況の概要 ※原則、令和3年3月31日現在。 その後、特筆すべき動きがあれば記載
11	<p>液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律に基づく事務・権限の都道府県から指定都市への移譲</p> <p>(液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律)</p>	経済産業省	<p><令元></p> <p>液化石油ガスの販売・貯蔵等に係る都道府県知事の事務・権限については、地方公共団体等の意見を踏まえつつ、当該事務・権限を指定都市に移譲することの是非も含め、効果的かつ効率的な執行の在り方について検討し、<u>令和2年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</u></p> <p><令2></p> <p>液化石油ガスの販売・貯蔵等に係る都道府県知事の事務・権限については、地方公共団体等の意見を踏まえつつ、指定都市への移譲について検討し、<u>令和2年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</u></p>	<p>令和3年3月に開催された産業構造審議会保安・消費生活用製品安全分科会液化石油ガス小委員会において、液化石油ガスの販売・貯蔵等に係る都道府県知事の事務・権限を指定都市の長へ移譲する制度改正を行う方針が、最終的に了承された。</p> <p>これを踏まえ、法制的な措置の検討のほか、地方公共団体と協力しながら、指定都市に対する人材育成の支援など、必要な対応を行う予定。</p>

平成26年～令和2年対応方針のフォローアップの状況

(3) 義務付け・枠付けの見直し等

① 農業・農地

No.	事項	関係府省	元年対応方針の内容	現在の対応状況の概要 ※原則、令和3年3月31日現在。 その後、特筆すべき動きがあれば記載
12	<p>農業次世代人材投資事業（経営開始型）における新規就農者に対する就農状況確認及び訪問に係る運用の弾力化 （農業人材力強化総合支援事業）</p>	農林水産省	<p>農業人材力強化総合支援事業のうち、農業次世代人材投資事業（経営開始型）に係る就農状況の現地確認及びサポートチームの訪問については、現状のサポート体制に関する実態調査を行った上で、適切な指導等が確保されることを前提に、現地確認及び訪問の回数や方法の見直しを含め、効率的かつ効果的なサポート体制の在り方について検討し、<u>令和2年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</u></p>	<p>令和3年3月30日付けで「農業人材力強化総合支援事業実施要綱」（平成24年4月6日付け農林水産事務次官通知）を改正し、年2回市町村により現地確認が必要とされていた就農状況の確認について交付対象者の状況に応じた効果的な方法で実施することを可能とするとともに、年2回実施していたサポートチームの訪問活動を不要とした。</p>

平成26年～令和2年対応方針のフォローアップの状況

② 医療・福祉

No.	事項	関係府省	元年対応方針の内容	現在の対応状況の概要 ※原則、令和3年3月31日現在。 その後、特筆すべき動きがあれば記載
13	<p>医療的ケア児に対する訪問看護の適用範囲の拡大 (健康保険法、児童福祉法及び教育支援体制整備事業費補助金)</p>	<p>内閣府、文部科学省、厚生労働省</p>	<p>医療的ケア児への支援については、医療保険制度や既存の補助事業による対応を含め、保育所や学校等における医療的ケア児の受入体制整備を促進する方策について検討し、<u>令和2年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</u></p>	<p>医療的ケア児の支援については、医療機関や在宅での治療に係る支援は公的医療保険制度において、保育所等（認定こども園を含む）や学校における支援は各制度の予算事業において対応を行っており、「医療的ケア児への支援における多分野の連携強化WG」における検討を踏まえ、更に以下のとおり対応した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・医療保険制度については、令和2年度診療報酬改定において、保育所等や学校と訪問看護ステーションとの連携を推進する観点から、訪問看護ステーションからの医療的ケア児に係る情報提供について、算定対象や算定回数拡大を行った。 ・保育所等については、令和3年度予算において、保育所等に看護師を配置するなどの体制整備を行う「医療的ケア児保育支援モデル事業」を一般事業化するとともに、喀痰吸引等研修を受講した保育士の処遇改善を行うための経費を計上した。 ・学校については、令和3年度予算において、引き続き、「教育支援体制整備事業費補助金（切れ目ない支援体制整備充実事業）」により、医療的ケアに対応する看護師を学校等に配置するための予算を拡充したほか、「学校における医療的ケア実施体制充実事業」において、中学校区に拠点校を設ける等の小・中学校等において医療的ケア児を受け入れる体制の在り方について調査研究するための経費を計上した。

平成26年～令和2年対応方針のフォローアップの状況

② 医療・福祉

No.	事項	関係府省	元年対応方針の内容	現在の対応状況の概要 ※原則、令和3年3月31日現在。 その後、特筆すべき動きがあれば記載
14	医療的ケア児に対する保育士の対応可能範囲拡大 (社会福祉士及び介護福祉士法)	厚生労働省	保育士等が行うことができる喀痰吸引等の特定行為（施行規則1条）の対象に在宅酸素療法の管理を追加することについては、専門的見地や現場の実情、必要性等を踏まえた保育所における医療的ケア児の受入れに係る調査を行った上で検討し、 <u>令和2年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</u>	<p>全国の市町村や保育所等を対象に、医療的ケアを必要とする子どもの保育所等での受入れ方策等に係る調査を実施した（令和2年12月実施）結果、以下のような状況にあることが判明した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現場の実情として、喀痰吸引等研修を受講した保育士等が医療的ケアを実施している事例はわずかであり、医療的ケアは主に保育士等ではなく看護師が対応している。 ・医療的ケア児受入れの課題として、医療的ケアを実施できる看護師や研修を受けた保育士を確保できないという意見のほか、保育士の負担や責任が大きいという意見がある。 <p>これを踏まえ、保育士等が行うことができる特定行為に酸素療法の管理を追加することについては、喀痰吸引等の研修受講も含めて保育士等の医療的ケア児への対応が進んでいない状況にあること、保育士の確保が困難である中で更なる保育士の負担増となる可能性があることから、現時点においては適切ではないと判断した。</p> <p>なお、令和3年度においては、これまでモデル事業として実施していた「医療的ケア児保育支援事業」を一般事業化し、看護師の確保など医療的ケア児の受入れ体制の整備を更に進めていくこととした。</p>

平成26年～令和2年対応方針のフォローアップの状況

② 医療・福祉

No.	事項	関係府省	元年対応方針の内容	現在の対応状況の概要 ※原則、令和3年3月31日現在。 その後、特筆すべき動きがあれば記載
15	児童発達支援及び放課後等デイサービスにおける従業員及び員数の基準の見直し (児童福祉法)	厚生労働省	児童発達支援（6条の2の2第2項）及び放課後等デイサービス（同条4項）の実施については、医療的な課題を抱える児童に対する看護職員による支援を推進する観点から、職員配置及び障害福祉サービス等報酬の在り方について検討し、 <u>令和2年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</u>	<p>児童の発達支援の質を担保する上で、児童指導員や保育士を確保することは重要であり、児童福祉事業に従事した経験が2年に満たず、児童の発達に精通していない看護職員まで児童指導員等と同じ扱いにすることは、児童の発達支援の質を担保する上で課題があると考えられるため、医療的ケア児には該当しない児童に対し、看護等を行うための看護職員を配置基準上必要となる従業員及び員数に含めることは困難である。</p> <p>一方で、閣議決定に基づき、医療的な課題を抱える児童に対する看護職員による支援を推進する観点から、障害福祉サービス等報酬改定検討チームの議論を踏まえ、医療的ケア児に医療的ケアを行う場合、サービス提供時間帯を通じて配置した看護職員については、配置基準上必要な従業員として員数に含めることを可能とした。</p> <p>また、令和3年度報酬改定において、看護職員を配置して医療的ケア児を受け入れた場合の基本報酬を創設した。</p>

平成26年～令和2年対応方針のフォローアップの状況

② 医療・福祉

No.	事項	関係府省	元年対応方針の内容	現在の対応状況の概要 ※原則、令和3年3月31日現在。 その後、特筆すべき動きがあれば記載
16	<p>首長申立てを行う市町村の基準の明確化 (精神保健及び精神障害者福祉に関する法律、知的障害者福祉法及び老人福祉法)</p>	法務省、厚生労働省	<p>市町村長（特別区の長を含む。）が、精神障害者、知的障害者及び65歳以上の者につき、その福祉を図るため特に必要があると認めるときに行う後見開始、保佐開始、補助開始等の審判の請求 （精神保健及び精神障害者福祉に関する法律51条の11の2、知的障害者福祉法28条及び老人福祉法32条）については、市町村（特別区を含む。以下この事項において同じ。）の申立事務を迅速に行う観点から、当該事務の実態等を調査するとともに、地方公共団体等の意見やこれまでの運用経緯等を踏まえつつ、審判の請求に係る市町村間の調整を円滑にするための方策について検討し、<u>令和2年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</u></p>	<p>令和2年10月から計4回「成年後見制度における市町村長申立に関する実務者協議」を開催し、実態調査の結果等を踏まえつつ、対象者の住所と居所が異なるなど複数の市町村が関わる場合の審判請求の申立の考え方等について、令和3年3月に取りまとめを行った。 今後、当該取りまとめを踏まえ、関係通知等を改正予定。</p>

平成26年～令和2年対応方針のフォローアップの状況

② 医療・福祉

No.	事項	関係府省	元年対応方針の内容	現在の対応状況の概要 ※原則、令和3年3月31日現在。 その後、特筆すべき動きがあれば記載
17	精神障害者保健福祉手帳の更新期間の延長 （精神保健及び精神障害者福祉に関する法律）	厚生労働省	精神障害者保健福祉手帳の有効期限（45条4項）については、関係団体の意見等を把握した上で、有効期限の延長を含めた地方公共団体の事務負担を軽減する方策について検討し、 令和2年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。	有効期限の延長に関し、令和2年11月に医療関連学会から意見聴取を行ったところ、精神疾患は病状が変化する可能性があり、4年ごとの更新では長すぎるのではないか等様々な意見があったところ。 引き続き、医学的なデータや地方公共団体の実務の実態等の把握を行い、これらの結果や医療機関等の関係団体からの意見を踏まえ、有効期限の延長を含めた事務負担を軽減する方策について検討し、令和3年度中に結論を得る予定。 なお、令和2年9月には、地方公共団体の事務負担軽減策として、手帳交付事務における年金関係情報の取得を円滑にするため、情報照会マニュアルを改正した。

平成26年～令和2年対応方針のフォローアップの状況

② 医療・福祉

No.	事項	関係府省	元年対応方針の内容	現在の対応状況の概要 ※原則、令和3年3月31日現在。 その後、特筆すべき動きがあれば記載
18	ケースワーク業務の一部外部委託化 (生活保護法)	厚生労働省	<p>ケースワーク業務の外部委託については、以下のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・福祉事務所の実施体制に関する調査結果や地方公共団体等の意見を踏まえつつ、現行制度で外部委託が可能な業務の範囲について<u>令和2年度中に整理した上で、必要な措置を講ずる。</u> ・現行制度で外部委託が困難な業務については、地方公共団体等の意見を踏まえつつ、外部委託を可能とすることについて検討し、<u>令和3年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</u> 	<p>現行制度で外部委託が可能な業務範囲については、令和3年3月31日に「保護の実施機関における業務負担軽減に向けた方策について」（厚生労働省社会・援護局保護課事務連絡）を発出し、</p> <ol style="list-style-type: none"> ①通知書類等に係る封入封緘や発送等の事務 ②生活保護費の返還金等に係る収納事務 <p>等の業務の外部委託が可能であることを周知した。</p> <p>なお、現行制度で外部委託が困難な業務については、地方公共団体等の意見を踏まえつつ、外部委託を可能とすることについて検討し、令和3年度中に結論を得る予定。</p>

平成26年～令和2年対応方針のフォローアップの状況

② 医療・福祉

No.	事項	関係府省	元年対応方針の内容	現在の対応状況の概要 ※原則、令和3年3月31日現在。 その後、特筆すべき動きがあれば記載
19	<p>認定こども園に係る耐震化調査の実施一元化 （私立学校施設の耐震改修状況等調査及び社会福祉施設等耐震化調査）</p>	<p>文部科学省、厚生労働省</p>	<p>私立学校施設の耐震改修状況等調査及び社会福祉施設等耐震化調査については、地方公共団体の事務負担の軽減に資するよう、令和2年度に実施する調査から依頼時期を統一する。また、調査時点の統一も含め、更なる事務負担の軽減に向けた検討を行い、<u>令和2年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</u></p>	<p>令和2年度に実施する調査の発出時期については、新型コロナウイルス感染症の影響により統一できなかった。</p> <p>令和3年度に実施する調査では、私立の幼保連携型認定こども園について、厚生労働省と文部科学省の連名で調査依頼を行い、調査依頼時期を統一する。なお、調査の実施に向けて、調査時点の統一も含め、更なる事務負担の軽減に向けた検討を行う。</p>

平成26年～令和2年対応方針のフォローアップの状況

② 医療・福祉

No.	事項	関係府省	元年対応方針の内容	現在の対応状況の概要 ※原則、令和3年3月31日現在。 その後、特筆すべき動きがあれば記載
20	<p>障害児入所施設における重度障害児支援加算費の適用要件の緩和について (児童福祉法)</p>	厚生労働省	<p>障害児入所施設（42条）における重度障害児支援加算費に係る施設要件については、「障害児入所施設の在り方に関する検討会」における議論を踏まえるとともに、地域の実情にも配慮した上で、小規模グループケアに対応した要件とすることを含め検討し、<u>令和3年度の障害福祉サービス等報酬改定に向けて結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</u></p>	<p>令和3年度障害福祉サービス等報酬改定において、小規模グループケア加算を算定している場合は、①重度障害児専用棟の設置、②重度障害児入所棟の定員を概ね20人以上とする要件の2つを満たさずとも、重度障害児支援加算を算定できることとした。</p> <p>なお、居室を1階に設ける要件については、重度障害児の火災時等の安全性の確保の観点から、小規模グループケア加算を算定している場合であっても、重度障害児支援加算を算定する上で必要な要件とすることとした。</p>

平成26年～令和2年対応方針のフォローアップの状況

③ 教育・文化

No.	事項	関係府省	元年対応方針の内容	現在の対応状況の概要 ※原則、令和3年3月31日現在。 その後、特筆すべき動きがあれば記載
21	<p>小学校専科教員に対する小学校教諭免許状の授与要件の緩和 (教育職員免許法)</p>	<p>文部科学省</p>	<p>中学校教諭免許状所有者が小学校教諭免許状を取得する際に必要な在職年数については、中学校における教員としての在職年数と同様に、小学校における教員としての在職年数も算入する方向で検討し、中央教育審議会での議論も踏まえ、<u>令和2年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</u></p>	<p>令和3年1月26日に中央教育審議会から「中学校教諭の免許状を保有する者が小学校教諭の免許状を取得しやすくなるよう、小学校で専科教員として勤務した場合の経験年数を算定できるよう要件を弾力化する必要がある。」との答申が示されたことを踏まえ、必要な措置を講ずる予定。</p>

平成26年～令和2年対応方針のフォローアップの状況

④ 環境・衛生

No.	事項	関係府省	元年対応方針の内容	現在の対応状況の概要 ※原則、令和3年3月31日現在。 その後、特筆すべき動きがあれば記載
22	犬の登録情報の取扱いの変更 (狂犬病予防法)	厚生労働省	<p>市町村長（特別区の長を含む。以下この事項において同じ。）が行う犬の登録（4条2項）については、その適正化を図るため、地方公共団体における事務の実態及び公衆衛生に関する専門家の意見等を踏まえつつ、転居先及び生死が不明な犬の登録の取扱い、一定の要件を満たす場合の市町村長の職権による登録消除及び犬の所在地が国外に変更される場合の手続について検討し、<u>令和2年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</u></p>	<p>転居先及び生死が不明な犬の登録の取扱い等について、令和元年12月に各地方公共団体に対してアンケートを実施し、令和2年9月までに結果の取りまとめを行うとともに、犬の寿命及び公衆衛生に関する専門家の意見を聴取した。</p> <p>これらを踏まえて検討した結果、提案に沿った対応を行う方向で進めることとした。今後、法令改正等に向け、各地方公共団体の意見も踏まえつつ職権消除の基準等について検討を進めるとともに、海外転出時の届出事項について運用面も含め検討を進める。</p>

平成26年～令和2年対応方針のフォローアップの状況

④ 環境・衛生

No.	事項	関係府省	元年対応方針の内容	現在の対応状況の概要 ※原則、令和3年3月31日現在。 その後、特筆すべき動きがあれば記載
23	<p>環境省等所管法令における立入検査に係る身分証明書の統合 (温泉法、自然公園法、大気汚染防止法、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、水質汚濁防止法、農用地の土壌の汚染防止等に関する法律、特定工場における公害防止組織の整備に関する法律、浄化槽法、自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法、ダイオキシン類対策特別措置法、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法、土壌汚染対策法、使用済自動車の再資源化等に関する法律、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律及び特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律)</p>	<p>経済産業省、国土交通省、環境省</p>	<p>各法令で定められている立入検査に係る身分を示す証明書については、地方公共団体の事務負担の軽減に資するよう、各法令の趣旨・目的に鑑み、様式の規格の統一化等について課題等を整理しながら検討し、令和2年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p>	<p>「環境省の所管する法律の規定に基づく立入検査等の際に携帯する職員の身分を示す証明書の様式の特例に関する省令」（令和3年環境省令第2号）等を制定し、環境省所管又は他省庁と共管の28本の法律に基づく45種類の身分証明書全ての統合及び地方公共団体が条例で独自に定める証明書の統合を可能とした。</p>

平成26年～令和2年対応方針のフォローアップの状況

⑤ 運輸・交通

No.	事項	関係府省	元年対応方針の内容	現在の対応状況の概要 ※原則、令和3年3月31日現在。 その後、特筆すべき動きがあれば記載
24	自家用自動車による貨物の有償運送期間の中山間地域における規制緩和（道路運送法）	国土交通省	<p>中山間地等における貨物運送については、地方公共団体、貨物自動車運送事業者及び地方運輸局による貨物自動車運送事業者の運送の状況等に係る検証を踏まえ、78条3号に基づく許可を含めた貨物運送の方策について検討し、<u>令和2年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</u></p>	<p>中山間地等における自家用自動車による貨物有償運送については、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・許可対象としている「繁忙期」を、これまで年末年始や夏季のみとしていたが、輸送実態に合わせ、春期や年度末を含めた設定とするとともに、 ・繁忙期ごとに行っていた申請を年1回で足りることとする <p>など、令和3年9月1日の施行に向け、「年末年始及び夏季等繁忙期におけるトラック輸送対策について（平成26年6月9日付け自動車交通局貨物課長通知）」の改正作業を進める。</p>

平成26年～令和2年対応方針のフォローアップの状況

⑥ その他

No.	事項	関係府省	元年対応方針の内容	現在の対応状況の概要 ※原則、令和3年3月31日現在。 その後、特筆すべき動きがあれば記載
25	狩猟免許及び狩猟者登録証の統一化 (鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律)	環境省	<p>狩猟免許(43条)及び狩猟者登録証(60条)については、複数種別の同免許及び同登録証(以下この事項において「免許等」という。)を各々1つにまとめることで生じる課題を整理しながら、免許等の統合を検討し、<u>令和2年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</u></p>	<p>狩猟免許及び狩猟者登録証について、統合することとし、このための省令改正等を令和3年度中に完了できるよう検討を進める。</p> <p>狩猟免許等を発行するためのシステム改修については、都道府県において狩猟免許等を発行するための独自のシステムを構築している場合や手数料・事務手続の改正に伴う条例改正が必要となる場合があることから、実施時期については、都道府県と調整の上、決定していく。</p>

平成26年～令和2年対応方針のフォローアップの状況

○令和2年対応方針

(1) 義務付け・枠付けの見直し等

① 農業・農地

No.	事項	関係府省	2年対応方針の内容	現在の対応状況の概要 ※原則、令和3年3月31日現在。 その後、特筆すべき動きがあれば記載
26	土地改良事業関係補助金等に係る変更申請の要件緩和（土地改良事業関係補助金及び農地防災事業等補助金）	農林水産省	「土地改良事業関係補助金交付要綱」（昭31農林省）及び「農地防災事業等補助金交付要綱」（昭31農林省）に定める農林水産大臣の承認を要しない軽微な変更については、地方公共団体等が事業を迅速に実施できるよう、令和3年度交付分から対象を拡大する方向で検討し、 <u>令和2年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</u>	令和3年4月1日付けで「土地改良事業関係補助金交付要綱」及び「農地防災事業等補助金交付要綱」を改正し、令和3年度交付分から、農林水産大臣の承認を要しない軽微な変更の対象を拡大した（例：30パーセントを上回る経費等の増減の場合における一定額以下の範囲を400万円から1,500万円に引上げ）。

平成26年～令和2年対応方針のフォローアップの状況

① 農業・農地

No.	事項	関係府省	2年対応方針の内容	現在の対応状況の概要 ※原則、令和3年3月31日現在。 その後、特筆すべき動きがあれば記載
27	<p>経営体育成促進換地等調整事業（農業競争力強化農地整備事業）における事業の実施時期の見直し （農業競争力強化整備事業）</p>	農林水産省	<p>農業競争力強化整備事業のうち、経営体育成促進換地等調整事業については、当該事業の予定地区において実施する土地改良事業が採択される前年度又は前々年度から実施することに限られているが、地域の実情に応じた時期に実施することを可能とする方向で検討し、<u>令和2年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</u></p>	<p>経営体育成促進換地等調整事業について、令和4年度事業から地域の実情に応じた時期に実施することを可能とすることとし、令和4年4月に「経営体育成促進換地等調整事業実施要領」（平成6年6月23日付け農林水産省構造改善局長通知）を改正する予定。</p>

平成26年～令和2年対応方針のフォローアップの状況

② 医療・福祉

No.	事項	関係府省	2年対応方針の内容	現在の対応状況の概要 ※原則、令和3年3月31日現在。 その後、特筆すべき動きがあれば記載
28	保育所における保育室等の居室面積に関する基準の見直し (児童福祉法)	厚生労働省	保育所等における待機児童対策については、地方公共団体からの意見聴取等を通じて実態等の把握を進め、更なる保育の受け皿整備に向けた取組について検討し、 <u>令和2年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</u>	保育所等における待機児童対策については、地方公共団体からの意見聴取等を通じて実態等の把握を行い、令和2年12月21日に「新子育て安心プラン」を取りまとめ、公表した。当該プランにおいては「巡回バスによる保育所の広域利用を支援する事業の拡充」や「保護者と保育所をつなぐ保育コンシェルジュ事業の実施可能自治体の拡充」等、地域の特性に応じた支援策を定めた。

平成26年～令和2年対応方針のフォローアップの状況

② 医療・福祉

No.	事項	関係府省	2年対応方針の内容	現在の対応状況の概要 ※原則、令和3年3月31日現在。 その後、特筆すべき動きがあれば記載
29	<p>保育対策総合支援事業費補助金等に係る事務手続の簡素化 (児童福祉法、子ども・子育て支援体制整備総合推進事業費国庫補助金及び保育対策総合支援事業費補助金)</p>	厚生労働省	<p>保育所等整備交付金(56条の4の3)、子ども・子育て支援体制整備総合推進事業費国庫補助金及び保育対策総合支援事業費補助金の申請等に係る事務については、地方公共団体の事務負担の軽減を図るため、申請書類の簡素化やFAQの整備など必要な方策を検討し、<u>令和2年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</u></p>	<p>【保育所等整備交付金、子ども・子育て支援体制整備総合推進事業費国庫補助金】 実績報告様式の一部統一などの申請書類の簡素化やFAQの整備などの措置を講じた(令和3年3月25日付け事務連絡、令和3年3月31日付け事務連絡)。</p> <p>【保育対策総合支援事業費補助金】 令和3年度交付申請に当たり、申請書類の簡素化等の措置を講じた。</p>

平成26年～令和2年対応方針のフォローアップの状況

② 医療・福祉

No.	事項	関係府省	2年対応方針の内容	現在の対応状況の概要 ※原則、令和3年3月31日現在。 その後、特筆すべき動きがあれば記載
30	特別養護老人ホームの定員規模別の報酬の設定 (介護保険法)	厚生労働省	定員80人以下の介護老人福祉施設の介護報酬（指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準（平12厚生省告示21））については、社会保障審議会の意見を聴いた上で検討し、 <u>令和2年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</u>	<p>社会保障審議会介護給付費分科会（令和2年11月5日）において、定員規模別に利用者負担が変わることや効率的な事業運営からの逆行等に対する懸念が示された。これを踏まえ検討した結果、特別養護老人ホームの基本報酬について定員規模別に報酬を設定する見直しは行わないこととした。</p> <p>ただし、令和3年度介護報酬改定では、特別養護老人ホームの基本報酬全体を引き上げるとともに、小規模特養への介護報酬の経過措置を継続することとした（令和3年3月厚生労働省告示）。</p>

平成26年～令和2年対応方針のフォローアップの状況

② 医療・福祉

No.	事項	関係府省	2年対応方針の内容	現在の対応状況の概要 ※原則、令和3年3月31日現在。 その後、特筆すべき動きがあれば記載
31	ICT等の活用による介護老人福祉施設及び介護老人保健施設の人員に関する基準の緩和（介護保険法）	厚生労働省	介護老人福祉施設及び介護老人保健施設に介護ロボット等を導入した場合における看護・介護職員の人員配置に係る見直しについては、社会保障審議会の意見を聴いた上で検討し、 <u>令和2年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</u>	<p>社会保障審議会介護給付費分科会（令和2年11月9日）において、サービスの質の確保、安全性の確保への懸念が示された。これを踏まえ検討した結果、ICTを活用した場合における看護・介護職員の3：1の人員配置基準の全般的な見直しは行わないこととした。</p> <p>ただし、テクノロジーの活用により、介護サービスの質の向上、業務効率化等を推進していく観点から、令和3年度介護報酬改定において、見守り機器等のICTを活用し、業務効率化を図る場合に限り、介護老人福祉施設等の夜勤職員配置加算の要件見直し及び介護老人福祉施設（従来型）の夜間の人員配置基準の緩和を行った（令和3年3月厚生労働省告示）。</p>

平成26年～令和2年対応方針のフォローアップの状況

② 医療・福祉

No.	事項	関係府省	2年対応方針の内容	現在の対応状況の概要 ※原則、令和3年3月31日現在。 その後、特筆すべき動きがあれば記載
32	放課後等デイサービスにおける適正な報酬単位の設定 (児童福祉法)	厚生労働省	放課後等デイサービス（6条の2の2第4項）において利用者別のサービス提供時間等に合わせた基本報酬単価を設定することについては、障害児への適切な支援を推進する観点から検討し、 <u>令和3年度の障害福祉サービス等報酬改定に向けて結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</u>	利用者別のサービス提供時間等に合わせた基本報酬単価の設定について、長時間生活の全般にわたり集団で療育する方法と短時間で個々の障害児に応じて個別に療育する方法を比較した場合に、どちらを高く評価すべきかを判断することは困難であるため、全般的な見直しは行わないこととしたが、令和3年度障害福祉サービス等報酬改定において、原則、極端な短時間（30分以下）のサービスを提供した場合は、報酬を算定しないこととする見直しを行った。

平成26年～令和2年対応方針のフォローアップの状況

② 医療・福祉

No.	事項	関係府省	2年対応方針の内容	現在の対応状況の概要 ※原則、令和3年3月31日現在。 その後、特筆すべき動きがあれば記載
33	<p>指定難病患者が特定医療を受けることができる指定医療機関等の指定の廃止 (難病の患者に対する医療等に関する法律)</p>	厚生労働省	<p>指定医療機関の中から指定難病患者が特定医療を受けるものを定め、医療受給者証へ記載する事務(7条3項及び4項)の在り方については、指定難病患者の利便性の向上及び都道府県等の事務負担の軽減を図る観点から、厚生科学審議会疾病対策部会難病対策委員会における議論を踏まえて検討し、<u>令和2年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</u></p>	<p>指定医療機関名について包括的な記載を認める方向で、厚生科学審議会疾病対策部会難病対策委員会及び社会保障審議会児童部会小児慢性特定疾病児への支援の在り方に関する専門委員会(合同委員会)で検討中(※)。 合同委員会の議論を踏まえ、措置の方向性について検討し、必要な対応を行う予定。</p> <p>※令和2年12月に合同委員会を開催。その後、新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえて開催を延期していたが、令和3年6月に審議を再開した。</p>

平成26年～令和2年対応方針のフォローアップの状況

② 医療・福祉

No.	事項	関係府省	2年対応方針の内容	現在の対応状況の概要 ※原則、令和3年3月31日現在。 その後、特筆すべき動きがあれば記載
34	難病医療費助成制度の簡素化・効率化 （難病の患者に対する医療等に関する法律）	厚生労働省	臨床調査個人票（6条1項）及び指定難病患者データベースについては、都道府県等及び指定医の負担を軽減する方向で、厚生科学審議会疾病対策部会難病対策委員会における議論を踏まえ、記載事項（施行規則14条及び平26厚生労働省健康局疾病対策課長）及びデータの登録に係る事務の簡素化等について検討し、 <u>令和2年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</u>	指定難病の指定医や地方公共団体等の負担軽減を図るため、臨床調査個人票等の簡素化を図る方向で、厚生科学審議会疾病対策部会難病対策委員会及び社会保障審議会児童部会小児慢性特定疾病児への支援の在り方に関する専門委員会（合同委員会）で検討中（※）。 合同委員会の議論を踏まえ、簡素化の方向性について検討し、必要な対応を行う予定。 ※令和2年12月に合同委員会を開催。その後、新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえて開催を延期していたが、令和3年6月に審議を再開した。

平成26年～令和2年対応方針のフォローアップの状況

② 医療・福祉

No.	事項	関係府省	2年対応方針の内容	現在の対応状況の概要 ※原則、令和3年3月31日現在。 その後、特筆すべき動きがあれば記載
35	難病指定医研修オンラインシステムの運用改善 （難病の患者に対する医療等に関する法律）	厚生労働省	都道府県知事等が行う指定医の指定に係る研修（施行規則15条）については、都道府県等の負担軽減を図るため、都道府県等の意見を踏まえつつ、オンライン研修の登録方法の見直しについて検討し、 令和2年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。	自治体から指定医に対するID等付与事務が効率的なものとなるよう、簡素化を図る方向で、厚生科学審議会疾病対策部会難病対策委員会及び社会保障審議会児童部会小児慢性特定疾病児への支援の在り方に関する専門委員会（合同委員会）で検討中（※）。 合同委員会の議論を踏まえ、簡素化の方向性について検討し、必要な対応を行う予定。 ※令和2年12月に合同委員会を開催。その後、新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえて開催を延期していたが、令和3年6月に審議を再開した。

平成26年～令和2年対応方針のフォローアップの状況

② 医療・福祉

No.	事項	関係府省	2年対応方針の内容	現在の対応状況の概要 ※原則、令和3年3月31日現在。 その後、特筆すべき動きがあれば記載
36	小規模多機能型居宅介護の定員に関する基準の見直し（介護保険法）	厚生労働省	<p>指定（介護予防）小規模多機能型居宅介護の登録定員及び利用定員（78条の4第3項3号、115条の14第3項3号、指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平18厚生労働省令34）66条及び指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平18厚生労働省令36）47条）に係る「従うべき基準」の見直しについては、社会保障審議会の意見を聴いた上で検討し、<u>令和2年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</u></p>	<p>社会保障審議会介護給付費分科会の審議報告（令和2年12月）において、以下のとおり記載された。</p> <ul style="list-style-type: none"> 令和2年の地方分権改革に関する提案募集における提案を踏まえ、小規模多機能型居宅介護について、地域の特性に応じたサービスの整備・提供を促進する観点から、看護小規模多機能型居宅介護等と同様に、厚生労働省令で定める登録定員及び利用定員の基準を、市町村が条例で定める上での「従うべき基準」（必ず適合しなければならない基準であり、全国一律）から「標準基準」（通常よるべき基準であり、合理的な理由がある範囲内で、地域の実情に応じて異なる内容を定めることが許容されるもの）に見直す。 <p>これを受け、第11次地方分権一括法により介護保険法が改正された（令和3年5月26日公布、8月26日施行）。</p>

平成26年～令和2年対応方針のフォローアップの状況

② 医療・福祉

No.	事項	関係府省	2年対応方針の内容	現在の対応状況の概要 ※原則、令和3年3月31日現在。 その後、特筆すべき動きがあれば記載
37	<p>就学前児童に対する補助金の一元化等 (児童福祉法、認定こども園施設整備交付金)</p>	内閣府、文部科学省、厚生労働省	<p>保育所等整備交付金及び認定こども園施設整備交付金については、交付申請等に関する様式の一部の共通化を図る。</p> <p>また、地方公共団体の事務負担を更に軽減する方向で検討し、令和2年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p>	<p>[措置済み]</p> <p>認定こども園に係る施設整備の事務手続における事務負担を軽減するため、保育所等整備交付金及び認定こども園施設整備交付金の実績報告書の様式の一部の共通化を図るとともに、入力補助機能を付加した。</p>

平成26年～令和2年対応方針のフォローアップの状況

② 医療・福祉

No.	事項	関係府省	2年対応方針の内容	現在の対応状況の概要 ※原則、令和3年3月31日現在。 その後、特筆すべき動きがあれば記載
38	訪問看護ステーションの看護師等の人員に関する基準の見直し (介護保険法)	厚生労働省	<p>指定訪問看護ステーションに置くべき保健師、看護師又は准看護師の員数（74条3項1号及び指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平11厚生省令37）60条1号イ）に係る「従うべき基準」の見直しについては、社会保障審議会の意見を聴いた上で検討し、<u>令和4年度中に結論を得る。その結果に基づいて速やかに必要な措置を講ずる。</u></p> <p>また、当面の措置として、指定居宅サービスの確保が著しく困難である地域等で、被保険者が指定居宅サービス以外の居宅サービス等を受けた場合に支給することができる特例居宅介護サービス費（42条1項3号）について、地方公共団体が当該制度をより活用しやすくするために必要な措置を検討し、<u>令和2年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</u></p>	<p>特例居宅介護サービス費については、これまで当該サービス費の対象地域と特別地域加算の対象地域とが一体であったところ、当該制度を活用しやすくなるよう、両地域を分けて指定することとし、地方公共団体の意向を踏まえ、対象地域を令和3年4月1日付けで指定した（令和3年厚生労働省告示第74号）。</p> <p>あわせて、特例居宅介護サービス費の活用事例等を取りまとめた「離島等における介護サービスの提供体制の確保方策と既存施策に関する手引き」を令和3年3月に地方公共団体に周知した。</p> <p>指定訪問看護ステーションに置くべき保健師、看護師又は准看護師の員数に係る「従うべき基準」の見直しについては、この当面の措置の効果等も踏まえ、社会保障審議会の意見を聴いた上で検討し、令和4年度中に結論を得て、その結果に基づき必要な措置を講じる予定。</p>

平成26年～令和2年対応方針のフォローアップの状況

② 医療・福祉

No.	事項	関係府省	2年対応方針の内容	現在の対応状況の概要 ※原則、令和3年3月31日現在。 その後、特筆すべき動きがあれば記載
39	子ども家庭総合支援拠点の職員配置要件の緩和 (児童福祉法)	厚生労働省	<p>市区町村子ども家庭総合支援拠点（10条の2）に関する「市区町村子ども家庭総合支援拠点設置運営要綱」（平29厚生労働省雇用均等・児童家庭局長）に規定する小規模A型については、一定の要件を満たす場合に、子ども家庭支援員の配置要件を常時2名以上から常時1名以上とする方向で検討し、<u>令和2年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</u></p>	<p>「市区町村子ども家庭総合支援拠点設置運営要綱」（平29厚生労働省雇用均等・児童家庭局長）に規定する小規模A型について、一定の要件を満たす場合に、子ども家庭支援員の配置要件を常時2名以上から常時1名以上とするよう通知を改正し、令和3年4月15日付け地方公共団体に通知済み。</p>

平成26年～令和2年対応方針のフォローアップの状況

② 医療・福祉

No.	事項	関係府省	2年対応方針の内容	現在の対応状況の概要 ※原則、令和3年3月31日現在。 その後、特筆すべき動きがあれば記載
40	<p>特定医療費（指定難病）助成制度における申請書類等から「性別」項目を削除 （難病の患者に対する医療等に関する法律）</p>	厚生労働省	<p>特定医療費の支給認定に係る申請書等（施行規則12条1項、25条1項及び27条1項）における性別の記載については、削除することを検討し、<u>令和2年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</u></p>	<p>性別の記載を削除する方向で、厚生科学審議会疾病対策部会難病対策委員会及び社会保障審議会児童部会小児慢性特定疾病児への支援の在り方に関する専門委員会（合同委員会）で検討中（※）。 合同委員会の議論を踏まえ、措置の方向性について検討し、必要な対応を行う予定。</p> <p>※令和2年12月に合同委員会を開催。その後、新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえて開催を延期していたが、令和3年6月に審議を再開した。</p>

平成26年～令和2年対応方針のフォローアップの状況

② 医療・福祉

No.	事項	関係府省	2年対応方針の内容	現在の対応状況の概要 ※原則、令和3年3月31日現在。 その後、特筆すべき動きがあれば記載
41	<p>ファミリーホームに委託されている児童が保育所に入所できることの明確化 (児童福祉法、子ども・子育て支援法)</p>	内閣府、厚生労働省	<p>小規模住居型児童養育事業（児童福祉法6条の3第8項）を行う者に委託されている児童については、保育所への入所が可能であることを明確化するため、「里親に委託されている児童が保育所へ入所する場合等の取扱いについて」（平11厚生省大臣官房障害保健福祉部障害福祉課長、児童家庭局家庭福祉課長、保育課長）を改正し、地方公共団体に令和2年度中に通知する。</p> <p>また、当該児童が保育所へ入所する場合の費用の支弁等の取扱いについても検討し、<u>令和2年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</u></p>	<p>[措置済み]</p> <p>・ファミリーホームに委託されている児童が保育所へ入所する場合の費用の支弁等の取扱いについては、「子ども・子育て支援法施行令の一部を改正する政令」（令和3年政令第93号。令和3年3月31日公布）により、里親に委託されている児童が保育所へ入所する場合の取扱いと同様に、利用者負担を求めないこととした。</p>

平成26年～令和2年対応方針のフォローアップの状況

② 医療・福祉

No.	事項	関係府省	2年対応方針の内容	現在の対応状況の概要 ※原則、令和3年3月31日現在。 その後、特筆すべき動きがあれば記載
42	<p>乳がんの集団検診（マンモグラフィ）における医師の立会いを不要とする見直し（診療放射線技師法）</p>	厚生労働省	<p>集団で行う乳がん検診における乳房エックス線検査については、医師の立会いを不要とする方向で検討し、<u>令和2年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</u></p>	<p>社会保障審議会医療部会（令和2年12月25日）における議論の結果、集団で行う乳がん検診における乳房エックス線検査については医師の立会いを不要とするとの結論を得た。</p> <p>現在、令和3年10月1日の施行に向け、省令の改正に向けた手続（パブリックコメント等）を実施中。</p>

平成26年～令和2年対応方針のフォローアップの状況

③ 環境・衛生

No.	事項	関係府省	2年対応方針の内容	現在の対応状況の概要 ※原則、令和3年3月31日現在。 その後、特筆すべき動きがあれば記載
43	<p>プラスチック製容器包装を回収する際に使用しているビニール袋を回収可能とすること (容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律)</p>	<p>経済産業省、環境省</p>	<p>プラスチック製容器包装と収集袋をまとめてリサイクルすることについては、「中央環境審議会循環型社会部会プラスチック資源循環小委員会、産業構造審議会産業技術環境分科会廃棄物・リサイクル小委員会プラスチック資源循環戦略ワーキンググループ合同会議」におけるプラスチック資源循環施策に関する議論の中で必要な検討を行い、<u>令和2年度中を目途に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</u></p>	<p>令和3年1月に中央環境審議会及び産業構造審議会において「今後のプラスチック資源循環施策のあり方について」が取りまとめられ、プラスチック製容器包装と収集袋をまとめてリサイクルすることを可能とすることが結論付けられた。 これを踏まえた「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」が令和3年6月4日に成立した。(6月11日公布、公布から1年以内の政令で定める日に施行)</p>

平成26年～令和2年対応方針のフォローアップの状況

③ 環境・衛生

No.	事項	関係府省	2年対応方針の内容	現在の対応状況の概要 ※原則、令和3年3月31日現在。 その後、特筆すべき動きがあれば記載
44	<p>自然環境整備交付金、環境保全施設整備交付金の交付金交付決定前着工の制度化 (自然環境整備交付金及び環境保全施設整備交付金)</p>	環境省	<p>自然環境整備交付金及び環境保全施設整備交付金については、やむを得ないと認められる場合の交付決定前着手の導入について検討し、<u>令和2年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</u> また、当該交付金の交付決定については、工事の早期着手に資するよう、毎年度可能な限り早期に行う。</p>	<p>各交付金の交付要綱を令和3年3月に改正し、やむを得ないと認められる場合の交付決定前着手を導入した。</p>

平成26年～令和2年対応方針のフォローアップの状況

③ 環境・衛生

No.	事項	関係府省	2年対応方針の内容	現在の対応状況の概要 ※原則、令和3年3月31日現在。 その後、特筆すべき動きがあれば記載
45	鳥獣被害防止総合対策交付金における「軽微な変更」の範囲拡大及び交付限度額に関する考え方の見直し (鳥獣被害防止総合対策交付金)	農林水産省	<p>鳥獣被害防止総合対策交付金については、令和3年度交付分から以下のとおりとする方向で「鳥獣被害防止総合対策交付金交付要綱」(平20農林水産事務次官)及び「鳥獣被害防止総合対策交付金に係る交付金の配分基準について」(平20農林水産省生産局長)の改正を検討し、令和2年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業の相互間の経費の額の変更のうち一定のものについては、農林水産大臣の承認が不要な「軽微な変更」とする。 	<p>令和3年3月30日付けで「鳥獣被害防止総合対策交付金交付要綱」を改正し、令和3年度交付分から鳥獣被害防止総合支援事業、鳥獣被害防止都道府県活動支援事業及び鳥獣被害防止緊急捕獲活動支援事業の3事業の相互間における3割以内の事業費の増減について、農林水産大臣の承認を要しない軽微な変更とすることとした。</p>

平成26年～令和2年対応方針のフォローアップの状況

③ 環境・衛生

No.	事項	関係府省	2年対応方針の内容	現在の対応状況の概要 ※原則、令和3年3月31日現在。 その後、特筆すべき動きがあれば記載
46	鳥獣被害防止緊急捕獲活動支援事業に係る交付額の算定に前々年度の実績を用いることの見直し (鳥獣被害防止総合対策交付金)	農林水産省	<p>鳥獣被害防止総合対策交付金については、令和3年度交付分から以下のとおりとする方向で「鳥獣被害防止総合対策交付金交付要綱」(平20農林水産事務次官)及び「鳥獣被害防止総合対策交付金に係る交付金の配分基準について」(平20農林水産省生産局長)の改正を検討し、<u>令和2年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> 配分額に前々年度の不用額を反映することについては、気象災害による生息環境の変化その他のやむを得ない事由による場合は行わないこととするなど配分基準を見直す。 	<p>令和3年3月30日付けで「鳥獣被害防止総合対策交付金に係る交付金の配分基準について」を改正し、令和3年度から、前々年度の不用額について基礎配分額から控除しないこととした上で、取組内容や実績等に基づき算定するポイント配分額のポイントへ反映することとした(ただし、この場合においても、気象災害による生息環境の変化その他のやむを得ない事由による場合等は反映しないこととした)。</p>

平成26年～令和2年対応方針のフォローアップの状況

④ その他

No.	事項	関係府省	2年対応方針の内容	現在の対応状況の概要 ※原則、令和3年3月31日現在。 その後、特筆すべき動きがあれば記載
47	日本年金機構から提出される公的年金等支払報告書訂正分等の電子提出化 (地方税法)	厚生労働省	日本年金機構から市区町村に提出される公的年金等支払報告書(施行規則10条)については、追加又は訂正が生じた場合も、地方税ポータルシステム(eLTAX)を活用して電子的に提出することとする方向で検討し、 <u>令和2年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</u>	日本年金機構から市区町村に提出される公的年金等支払報告書の追加又は訂正が生じた場合も、地方税ポータルシステム(eLTAX)を活用して電子的に提出することを、厚生労働省、総務省、日本年金機構及び地方税共同機構で調整の上、決定した。 今後は、総務省や地方税共同機構等と調整しつつ、安全性の確保や個人情報の保護に留意しながら、電子提出の実施方法や実施時期について具体の検討を進める。

平成26年～令和2年対応方針のフォローアップの状況

Ⅲ. 平成26年～令和2年の対応方針において、令和3年（度）以降に「結論を得る」等とされたもの（期限なしを含む）の内、既に結論を得られたもの

○平成30年対応方針

※前回会議（令和3年2月24日）までに結論を報告したものを除く。

(1) 義務付け・枠付けの見直し等

① 環境・衛生

No.	事項	関係府省	30年対応方針の内容	現在の対応状況の概要 ※原則、令和3年3月31日現在。 その後、特筆すべき動きがあれば記載
48	容器包装リサイクル制度における市町村による選別作業の省略 (容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律)	経済産業省、環境省	市町村とリサイクル事業者の行う選別作業については、容器包装リサイクル制度の施行状況の評価・検討に関する報告書（平成28年5月産業構造審議会産業技術環境分科会廃棄物・リサイクル小委員会容器包装リサイクルワーキンググループ・中央環境審議会循環型社会部会容器包装の3R推進に関する小委員会合同会合）に基づき、同報告書の取りまとめから5年を目途として行うこととされている容器包装リサイクル制度の検討及び必要に応じた見直しの中で、制度的な課題、実証研究の検証結果及び関係する審議会の意見を踏まえつつ、社会全体のコストを合理化する方策の一つとして上記選別作業の一体化に関して検討し、 <u>その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</u>	令和3年1月に中央環境審議会及び産業構造審議会において「今後のプラスチック資源循環施策のあり方について」が取りまとめられ、容器包装リサイクル制度における市町村とリサイクル事業者の行う選別作業の一体化が結論付けられた。 これを踏まえた「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」が令和3年6月4日に成立した。（6月11日公布、公布から1年以内の政令で定める日に施行）

平成26年～令和2年対応方針のフォローアップの状況

① その他

No.	事項	関係府省	2年対応方針の内容	現在の対応状況の概要 ※原則、令和3年3月31日現在。 その後、特筆すべき動きがあれば記載
49	財産処分の承認の際に付される国庫補助金相当額の納付の条件の見直し（補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律）	財務省、農林水産省	農林水産省所管の国庫補助事業等により取得した財産の処分については、間接補助事業者等が資金繰りの悪化等により補助対象財産を維持管理することが困難となった場合における補助事業者等に対する国庫納付条件について、関連する司法判断も踏まえて検討し、 令和3年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。	令和3年3月31日付けで「補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分等の承認基準について」（平成20年5月23日付け農林水産省大臣官房経営課長通知）を改正し、間接補助事業者等が資金繰りの悪化等により補助対象財産を維持管理することが困難となった場合で、補助事業者等が必要な措置をとったにもかかわらず一部又は全部の国庫納付を受ける可能性が無くなったときは、補助事業者等がそれまでに納付を受けた額の国庫納付をもって、財産処分の承認の条件の履行が完了したものとして取り扱うこととした。

平成26年～令和2年対応方針のフォローアップの状況

① その他

No.	事項	関係府省	2年対応方針の内容	現在の対応状況の概要 ※原則、令和3年3月31日現在。 その後、特筆すべき動きがあれば記載
50	<p>新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく施設使用制限に関する見直し (新型インフルエンザ等対策特別措置法)</p>	内閣官房	<p>施設の使用制限の要請等（24条9項及び45条）の在り方については、地方公共団体がその状況に応じて必要な措置を効果的に実施できるよう、<u>新型インフルエンザ等対策有識者会議等における議論及び新型コロナウイルス感染症の感染状況も踏まえて検討し、その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</u></p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 特措法第31条の6第1項のまん延防止等重点措置に係る要請及び特措法第45条第2項に基づく要請について、特措法第24条第9項に基づく要請を前置せず、業態及び施設類型ごとに行えるようにするなどの措置を講じた。 ・ 緊急事態宣言の対象区域の都道府県知事が、施設の使用制限等の要請を受けた者に対し、命令を発するのに必要な限度において報告を求め又は事業場に立ち入る等の措置を講ずることができることとするとともに、施設管理者等が正当な理由なく施設の使用制限等の要請に応じなかった場合の命令及び過料に関する規定を設けるなど、実効性を担保する措置を講じた。